

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成26年12月22日

平成25年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果

総務省では、地方公共団体における平成25年度(一部調査については26年度)の勤 務条件等の状況について、別添のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

### (連絡先)

自治行政局公務員部

公務員課

担当:松田課長補佐、小野寺係長

(代表) 03-5253-5111 (内線 5544)

(直通)03-5253-5544 FAX:03-5253-5552

安全厚生推進室

担当:春原課長補佐、細田係長

(代表) 03-5253-5111 (内線 5560)

(直通)03-5253-5560 FAX:03-5253-5561

# 平成25年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果

# 【目次】

≪概	要≫
----	----

	1	勤務時間及び休暇等に関する事項	1
	2	競争試験における受験者数、合格者数、競争率に関する事項	2
	3	安全衛生管理体制の整備状況に関する事項	4
<b>«</b>	資	料≫	
	表 1	都道府県別の週の勤務時間の状況	5
	表 2	休息時間の廃止の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	表 3	時間外勤務代休時間の導入状況	7
	表 4	年次有給休暇の使用状況	8
	表 5	1回の病気休暇の上限期間の状況	9
	表 6	都道府県別の1回の病気休暇の上限期間の状況1	0
	表 7	主な特別休暇等の状況1	1
	表 8	介護休暇の取得状況1	2
	表 9	育児休業等の取得状況1	3
	表10	競争試験における受験者数、合格者数、競争率の推移1	5
	図 1	過去10年間の競争試験における受験者数、合格者数、競争率の推移1	6
	表11	競争試験における男女別の受験者数、合格者数の推移1	7
	図 2	過去5年間の競争試験における男女別の受験者数、合格者数の推移1	8
	表12	安全衛生管理体制の整備状況(全部局・団体区分別)1	9
	表19	安仝衛生管理体制の敷備状況(仝団体・部長別)	. 0

### 1 勤務時間及び休暇等に関する事項

### (1) 勤務時間の状況 (平成26年4月1日現在) 【表1 (P5)】

(単位:団体)

112 207					
区 分	団体数	週38時間45分		週38時間49	5分より長い
			割合(%)		割合(%)
都道府県	47	47	100.0	0	0.0
指定都市	20	20	100.0	0	0.0
市区町村	1,722	1,702	98.8	20	1.2
合 計	1, 789	1, 769	98. 9	20	1. 1

(注) 首長部局に勤務する非現業の一般職員について調査したものである。

- 勤務時間が週38時間45分(国と同じ)の団体1,769団体(前年比+9団体)
- 〃 週38時間45分より長い団体…… 20団体(前年比▲9団体)

### (2)休息時間の廃止の状況(平成26年4月1日現在) 【表2(P6)】

- 休息時間を廃止済み又は平成26年度中に廃止予定の団体……………………………………………………1,786団体(前年比+2団体)
- (3) 時間外勤務代休時間の導入状況 (平成26年4月1日現在) 【表3 (P7)】
  - 時間外勤務代休時間の制度を導入済み又は平成26年度中に導入予定の団体 …………………1,687団体(前年比+18団体)
- (4) 年次有給休暇の使用状況 (平成25年) 【表4 (P8)】
  - 年次有給休暇の平均使用日数………10.8日(前年比▲0.4日)
- (5) 1回の病気休暇の上限期間の状況(平成26年4月1日現在)

【表5、6(P9、10)】

○ 1回の病気休暇の上限期間が国と同じ(90日)団体……1,510団体

(前年比+33団体)

" 国と異なる団体……………… 279団体

(前年比▲33団体)

### (6) 主な特別休暇等の状況 (平成26年4月1日現在) 【表7 (P11)】

○ 国に制度のない休暇を設けている例 「リフレッシュ・永年勤続休暇」を設けている団体635団体(前年比+3団体)

### (7)介護休暇の取得状況 (平成25年度) 【表8 (P12)】

- 介護休暇を取得した男性職員……………738人(前年度比▲27人)〃 女性職員…………2,328人(前年度比▲53人)
- 介護休暇の期間は、男性職員の5割弱、女性職員の3割半ばが1月以下

### (8) 育児休業等の取得状況 (平成25年度) 【表9 (P13)】

- 育児休業を取得した職員(新規及び継続の合計)……………………………84,103人(前年度比+2,762人)
- 新たに育児休業を取得した男性職員… 1,057人(前年度比 +24人)〃 女性職員…37,220人(前年度比 +779人)
- 新たに育児休業取得可能となった男性職員…52,407人うち、育児休業を取得した男性職員……784人取得率……1.5%(前年度比+0.2ポイント)
- 新たに育児休業取得可能となった女性職員…37,485人うち、育児休業を取得した女性職員……35,241人取得率……94.0%(前年度比▲0.2ポイント)
- 新たに育児短時間勤務を取得した男性職員… 79人(前年度比 +10人)ッ 女性職員…2,674人(前年度比+114人)
- 新たに部分休業を取得した男性職員…… 403人(前年度比 +64人) ッ 女性職員……9,062人(前年度比+1,319人)

### 2 競争試験における受験者数、合格者数、競争率に関する事項(平成25年度) 【表10、11 図1、2(P15~18)】

### (1) 受験者数

○ 受験者数…… 583,541人(前年度比▲17,320人)(試験区分別)
上級試験…… 360,604人(前年度比▲16,999人)中級試験…… 65,052人(前年度比 ▲686人)初級試験…… 148,157人(前年度比 +646人)その他の試験…… 9,728人(前年度比 ▲281人)(団体区分別)
都道府県…… 219,562人(前年度比▲11,651人)市区…… 325,338人(前年度比 ▲3,955人)町村…… 38,641人(前年度比 ▲1,714人)

### (2) 合格者数

$\bigcirc$	合格者数75	3,	655人	(前年度比	+591人)
	(試験区分別)				
	上級試験4 ]	1,	977人	(前年度比	▲471人)
	中級試験1 2	2,	896人	(前年度比	+228人)
	初級試験17	7,	710人	(前年度比	+810人)
	その他の試験	1,	072人	(前年度比	+24人)
	(団体区分別)				
	都道府県2 8	3,	901人	(前年度比	+383人)
	市区3 9	θ,	016人	(前年度比	+214人)
	町村	5,	738人	(前年度比	▲ 6 人)

## (3)競争率

$\bigcirc$	倍率7.	9倍	(前年度比▲0.	3ポイント)
	(試験区分別)			
	上級試験8.	6 倍	(前年度比▲0.	3ポイント)
	中級試験5.	0 倍	(前年度比▲0.	2ポイント)
	初級試験8.	4 倍	(前年度比▲0.	3ポイント)
	その他の試験9.	1 倍	(前年度比▲0.	5ポイント)
	(団体区分別)			
	都道府県7.	6 倍	(前年度比▲0.	5ポイント)
	市区8.	3 倍	(前年度比▲0.	2ポイント)
	町村6.	7 倍	(前年度比▲0.	3ポイント)

## (4)男女別

〇 男女別

(受験者)

男性3	885,	843人(前年度比▲	9,472人)
女性1	75,	560人(前年度比▲	6,656人)
不明	22,	138人(前年度比▲	1, 192人)
(合格者)			
男性	43,	456人(前年度比	+232人)
女性	28,	395人(前年度比	+323人)
不明	1,	804人(前年度比	+36人)

(注) 受験者及び合格者の「不明」は、申込書に性別の記入欄を設けていない試験のため、性別が 不明のものである。

# 3 安全衛生管理体制の整備状況に関する事項(平成26年3月31日現在) 【表12、13(P19、20)】

$\bigcirc$	総括安全衛生管理者の選任事業所率99.8	%	(前年度と同率)	
$\bigcirc$	安全管理者の選任事業所率98.9	%	(前年度比+0.	4ポイント)
$\bigcirc$	衛生管理者の選任事業所率97.77	%	(前年度比+0.	1ポイント)
$\bigcirc$	安全衛生推進者等の選任事業所率93.4	%	(前年度比+0.	3ポイント)
$\bigcirc$	産業医の選任事業所率98.1	%	(前年度比+0.	2ポイント)
$\bigcirc$	安全委員会の設置事業所率99.4.4	%	(前年度比+1.	4ポイント)
$\bigcirc$	衛生委員会の設置事業所率96.2	%	(前年度比+0.	2ポイント)

表1 都道府県別の週の勤務時間の状況(平成26年4月1日現在)

(単位: 団体)

							(単位:団体)
都道府県名		府 県	指定		市区		38:45より長い 団体の割合
北海道	38:45	40:00	38:45	40:00	38:45 178	40:00	四件の計口
青森県	1		1				
岩手県					40 25	0	23. 5%
	1		1			8	
宮城県	1		1		30	4	11. 1%
秋田県	1				25		
山形県	1				35		
福島県	1				59		- 0.00
茨城県	1				43	1	2. 2%
栃木県	1				26		_
群馬県	1				35		_
埼玉県	1		1		62		_
千葉県	1		1		53		_
東京都	1				62		
神奈川県	1		3		30		_
新潟県	1		1		29		_
富山県	1				15		_
石川県	1				18	1	5.0%
福井県	1				17		_
山梨県	1				27		_
長野県	1				77		_
岐阜県	1				41	1	2.3%
静岡県	1		2		32	1	2.8%
愛知県	1		1		53		_
三重県	1				29		_
滋賀県	1				19		_
京都府	1		1		25		_
大阪府	1		2		41		_
兵庫県	1		1		40		_
奈良県	1				39		_
和歌山県	1				30		_
鳥取県	1				19		_
島根県	1				19		_
岡山県	1		1		26		_
広島県	1		1		21	1	4.2%
山口県	1				19		_
徳島県	1				24		_
香川県	1				17		l
愛媛県	1				18	2	9. 5%
高知県	1				33	1	2.9%
福岡県	1		2		58		
佐賀県	1				20		
長崎県	1				21		_
熊本県	1		1		44		_
大分県	1				18		_
宮崎県	1				26		_
鹿児島県	1				43		_
沖縄県	1				41		_
	47	0	20	0	1, 702	20	1.1%
合計	(100.0%)	( - )	(100.0%)	( - )	(98.8%)	(1.2%)	
	,0/	. , ,	,0/	` /	,0/	,07	

(注) ( ) 内は、団体区分中の割合である。

# 表2 休息時間の廃止の状況(平成26年4月1日現在)

区分	団 体 数	休息時間を廃止済み 又は平成26年度中に 廃止予定	休息時間を平成27年 度以降に廃止予定又 は廃止時期未定
都道府県	47	47 (100. 0%)	
指定都市	20	20 (100. 0%)	_
市区町村	1, 722	1, 719 (99. 8%)	3 (0. 2%)
숨 計	1, 789	1, 786 (99. 8%)	3 (0. 2%)

<sup>(</sup>注) ( )内は、団体区分中の割合である。

# 表3 時間外勤務代休時間の導入状況(平成26年4月1日現在)

			(1 🖾 ( 🖺 11 )
区分	団 体 数	時間外勤務代休時間の 制度を導入済み又は平 成26年度中に導入予定	導入時期未定
都道府県	47	47 (100. 0%)	_
指定都市	20	12 (60. 0%)	8 (40. 0%)
市区町村	1,722	1, 628 (94. 5%)	94 (5. 5%)
合 計	1, 789	1, 687 (94. 3%)	102 (5. 7%)

<sup>(</sup>注) ( )内は、団体区分中の割合である。

### 表4 年次有給休暇の使用状況(平成25年)

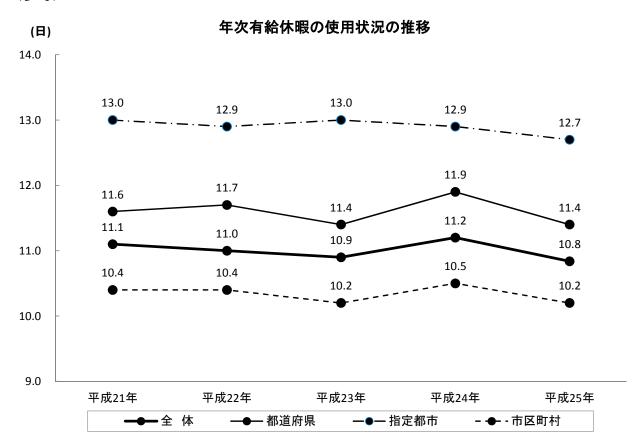
#### 【平成25年1月1日~12月31日】

区分	都道府県	指定都市	市区町村	全団体
平均使用日数 (日)	11. 4 (11. 9)	12. 7 (12. 9)	10. 2 (10. 5)	10. 8 (11. 2)

民間
9. 0 (8. 6)

- (注) 1 非現業の一般職に属する職員のうち、首長部局に勤務する職員で一般的には月曜日から金曜日に勤務し、午前8時30分から午後5時15分の時間帯(それに準じた時間帯)に勤務時間が割り振られている職員(交替制等勤務職員は除く。)で、平成25年1月1日から同年12月31日まで在職した職員(当該期間に採用された職員及び退職した職員、当該期間中に育児休業、休職した職員並びに派遣職員を除く。)について調査したものである。
  - 2 ( )は、平成24年の平均使用日数である。
  - 3 市区町村、全団体の平成22年の数値は、東日本大震災の影響により調査が困難となった4団体 (岩手県の1市1町、宮城県の2町)を除いて集計したものである。
  - 4 国の数値は、人事院の調査結果によるものである。 (平成25年)
  - 5 民間の数値は、厚生労働省の就労条件総合調査結果によるものである。 (平成25年(又は平成24 会計年度))

### (参考)



### 表5 1回の病気休暇の上限期間の状況(平成26年4月1日現在)

		I	(中區・四冊)
区分	団 体 数	国と同じ	国と異なる
和某位目	47	39	8
都道府県		(83.0%)	(17.0%)
指定都市	20	10	10
担任他们		(50.0%)	(50.0%)
#G##	1, 722	1, 461	261
市区町村		(84. 8%)	(15. 2%)
合 計	1, 789	1, 510	279
[		(84.4%)	(15.6%)

- (注) 1 病気休暇は、私傷病の場合の取扱いを示す。なお、条件付採用期間中の職員等に係る 病気休暇の上限期間の特例については考慮していない。
  - 2 国の私傷病の場合における1回の病気休暇の上限期間は、原則として週休日等を含む 連続90日となっている。
  - 3 ( )内は、団体区分中の割合である。
  - 4 「国と異なる」団体には、上限期間を「必要最小限度の期間」(国の改正前の制度と同じ)等としている団体を含む。

### 表6 都道府県別の1回の病気休暇の上限期間の状況(平成26年4月1日現在)

	都道	府県	指定	都市	市区	町村	合	·計	国と異なる
都道府県名	国と同じ	国と異なる	国と同じ	国と異なる	国と同じ	国と異なる	国と同じ	国と異なる	団体の割合
北海道	1		1		108	70	110	70	38.9%
青森県	1				40		41		_
岩手県	1				33		34		_
宮城県	1			1	34		35	1	2.8%
秋田県		1			8	17	8		69. 2%
山形県	1	-			35		36	10	
福島県	1				59		60		_
茨城県	1				29	15	30	15	33. 3%
栃木県	1				26	10	27	10	
群馬県	1	1			35		35	1	2.8%
埼玉県	1	1	1		60	2	62	2	3. 1%
千葉県	1	1	1		41	12	42	13	23. 6%
東京都		1	1		39	23	39	24	38. 1%
	1	1	2	1		43	33		2. 9%
神奈川県	1	1	Z	1	30 27	0	27	1	
新潟県	1	1		1		2		4	12. 9%
富山県	1				15		16		_
石川県	1				19		20		_
福井県	1				17	4.0	18	10	=======================================
山梨県	1				11	16	12	16	57. 1%
長野県	1				77		78		_
岐阜県	1				41	1	42	1	2.3%
静岡県	1		1	1	23	10	25	11	30.6%
愛知県	1			1	53		54	1	1.8%
三重県		1			28	1	28	2	6. 7%
滋賀県	1				18	1	19	1	5. 0%
京都府	1			1	16	9	17	10	37.0%
大阪府		1	1	1	32	9	33	11	25. 0%
兵庫県	1			1	27	13	28	14	33. 3%
奈良県	1				39		40		_
和歌山県	1				30		31		_
鳥取県	1				18	1	19	1	5. 0%
島根県	1				16	3	17	3	15. 0%
岡山県	1		1		26		28		_
広島県	1			1	11	11	12	12	50.0%
山口県		1			16	3	16	4	20.0%
徳島県	1				19	5	20	5	20.0%
香川県	1				7	10	8	10	55. 6%
愛媛県	1				20		21		_
高知県	1				31	3	32	3	8.6%
福岡県	1		1	1	49	9	51	10	16. 4%
佐賀県	1				20		21		
長崎県	1				21		22		
熊本県	1		1		44		46		_
大分県	1				3	15	4	15	78.9%
宮崎県	1				26		27		_
鹿児島県	1				43		44		_
沖縄県	1				41		42		_
	39	8	10	10		261	1, 510	279	15. 6%
合計	(83. 0%)	(17. 0%)	(50.0%)	(50.0%)	(84. 8%)	(15. 2%)	(84. 4%)	(15. 6%)	13.0/0
()24) -	(00.0/0)	(11.0/0)	(00.0/0)	(00.0/0)		(10. 2/0)			는 / J.mm 소

<sup>(</sup>注) 1 病気休暇は、私傷病の場合の取扱いを示す。なお、条件付採用期間中の職員等に係る病気休暇の上限期間の特例については考慮していない。

<sup>2</sup> 国の私傷病の場合における1回の病気休暇の上限期間は、原則として週休日等を含む連続90日となっている。

<sup>3 ( )</sup>内は、団体区分中の割合である。

<sup>4 「</sup>国と異なる」団体には、上限期間を「必要最小限度の期間」(国の改正前の制度と同じ)等としている団体を含む。

### 表7 主な特別休暇等の状況(平成26年4月1日現在)

_			·	•	(単位:団体)
	区 分	都道府県	指定都市	市区町村	合 計
	公民権行使	47 (100. 0%)	(100,0%)	1,720	1, 787
		(100.0%)	(100.0%)	(99. 9%) 1, 721	(99. 9%) 1, 788
	官公署への出頭	(100. 0%)	(100.0%)	1, 721 (99. 9%)	1, 788 (99. 9%)
		47	20	1, 701	1, 768
	ドナー休暇	(100.0%)	(100.0%)	(98.8%)	(98.8%)
	ギニンテ , マ仕叩	46	20	1, 656	1, 722
	ボランティア休暇	(97. 9%)	(100.0%)	(96. 2%)	(96. 3%)
	結婚休暇	47	20	1, 722	1, 789
	かロタロトト・ロス	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
	産前休暇	47	20	1,722	1, 789
		(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
	産後休暇	(100.0%)	(100,0%)	1,722	1, 789
国		(100. 0%)	(100.0%)	(100.0%) 1,720	(100. 0%) 1, 787
に 制	保育時間	(100. 0%)	(100.0%)	(99. 9%)	(99. 9%)
度		47	20	1,713	1, 780
$\mathcal{O}$	妻の出産	(100.0%)	(100.0%)	(99.5%)	(99. 5%)
ある	-t-10 (A.L.)	47	20	1, 382	1, 449
る 特	育児参加	(100.0%)	(100.0%)	(80. 3%)	(81.0%)
別	フの毛帯	38	20	1, 689	1, 747
休	子の看護	(80.9%)	(100.0%)	(98. 1%)	(97. 7%)
暇	短期の介護	47	20	1, 588	1, 655
	/近郊]マノ川 1受	(100.0%)	(100.0%)	(92.2%)	(92.5%)
	忌引休暇	47	20	1, 722	1, 789
	AL VIII NA	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
	父母の追悼 (法要)	45	16	1,671	1,732
		(95. 7%)	(80.0%)	(97.0%)	(96. 8%)
	夏季休暇	(100,0%)	20 (100. 0%)	1,714	1, 781
		(100. 0%)	(100.0%)	(99. 5%) 1, 659	(99. 6%) 1, 726
	現住居の滅失等	(100.0%)	(100.0%)	(96. 3%)	(96. 5%)
	,, ,, ,,	47	20	1, 691	1, 758
	災害・交通機関の事故等	(100.0%)	(100.0%)	(98. 2%)	(98. 3%)
	7月世入 [ 不在機 豆 )時	39	13	1, 360	1, 412
	退勤途上の危機回避	(83.0%)	(65.0%)	(79.0%)	(78.9%)
	リフレッシュ・永年勤続休暇	35	13	587	635
国	ノフレンマユー/小士動が小啦	(74.5%)	(65.0%)	(34.1%)	(35.5%)
に 生ii	夏季における休暇	1	1	83	85
制度	≥ 1 (CMOI) O NIME	(2.1%)	(5.0%)	(4.8%)	(4.8%)
$\mathcal{O}$	盆休暇	1		30	31
ない		(2. 1%)		(1.7%)	(1.7%)
い 特	運転免許更新			54	54
別				(3. 1%)	(3.0%)
休	メーデー			8	8
暇 等				(0.5%)	(0.4%)
4	祭り			(0.8%)	(0.7%)
				(U. 0%)	(0.7%)

<sup>(</sup>注) 1 「国に制度のない特別休暇等」の「夏季における休暇」は、夏季期間中において、夏季休暇とは別途付与している休暇等である。

<sup>2 ()</sup>は、団体区分中の割合である。

<sup>(</sup>参考) 平成26年4月1日現在の地方公共団体数は、都道府県47団体、指定都市20団体、市区町村1,722団体の計1,789団体である。

# 表8 介護休暇の取得状況(平成25年度)

(単位:人)

	介護休暇		要介護者別の取得者数(職員との続柄別)								
区分	取得者数	配偶者	父母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他		
男性職員	738	165	441	97	15	4	16	0	0		
力注帐貝	(24. 1%)	(22.4%)	(59.8%)	(13.1%)	(2.0%)	(0.5%)	(2.2%)	(0.0%)	(0.0%)		
<b>七</b> 州聯昌	2, 328	271	1, 282	588	131	17	33	0	6		
女性職員	(75.9%)	(11.6%)	(55. 1%)	(25.3%)	(5.6%)	(0.7%)	(1.4%)	(0.0%)	(0.3%)		
計	3, 066	436	1, 723	685	146	21	49	0	6		
司	(100.0%)	(14. 2%)	(56. 2%)	(22.3%)	(4.8%)	(0.7%)	(1.6%)	(0.0%)	(0.2%)		

	介護休暇	介護休暇の期間別の取得者数					
区分	取得者数	1月以下	1月超 2月以下	2月超 3月以下	3月超 4月以下	4月超 5月以下	5月超
男性職員	738	367	72	75	36	24	164
力性哪貝	(24. 1%)	(49.7%)	(9.8%)	(10.2%)	(4.9%)	(3.3%)	(22.2%)
女性職員	2, 328	875	341	320	141	87	564
女性啾貝	(75.9%)	(37.6%)	(14.6%)	(13.7%)	(6. 1%)	(3.7%)	(24. 2%)
計	3, 066	1, 242	413	395	177	111	728
μĪΙ	(100.0%)	(40.5%)	(13.5%)	(12.9%)	(5.8%)	(3.6%)	(23. 7%)

<sup>(</sup>注)1 介護休暇取得者数は、平成25年度中に介護休暇を取得開始した職員数である。

<sup>2 「</sup>要介護者数」及び「介護休暇の期間」の()は、「介護休暇取得者数」に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)。

### 表9 育児休業等の取得状況(平成25年度)

#### 1 育児休業等の取得者数

#### (1) 育児休業等の取得者数

(単位:人)

		•	
区 分	育児休業 取得者数	育児短時間勤 務取得者数	部分休業 取得者数
男性職員	1, 057	79	403
力比啉貝	208		303
女性職員	37, 220	2,674	9, 062
女性啾貝	45, 618	2, 415	8, 850
計	38, 277	2, 753	9, 465
μΙ	45, 826	2, 444	9, 153

- (注) 1 上段は平成25年度の新規取得者数、下段は育児休業等の期間が前年度から引き続いている者の数である。
  - 2 平成25年度の新規取得者(上段)には、平成24年度以前に育児休業等が取得可能となり、平成25年度から新たに育児休業等を取得した者が含まれる。

#### (2) 平成25年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員における育児休業等の取得者数

(単位:人)

	平成25年度中に新たに			
区分			うち育児短時間 勤務取得者数	うち部分休業 取得者数
男性職員	52, 407	784 (1.5%)	39	76
女性職員	女性職員 37,485		719	1, 443
計	89, 892	36, 025 (40. 1%)	758	1, 519

<sup>(</sup>注) 「うち育児休業取得者数」の()は取得率である。

#### 2 育児休業等の承認期間等(平成25年度の新規取得者について)

#### (1) 育児休業承認期間

(単位:人)

	11.1.5 C1.14 D1.741 E1						
	-t-   [7   . All6	育 児 休 業 承 認 期 間					
区分	育児休業 取得者数	6月以下	6月超 1年以下	1年超 1年6月以下	1年6月超 2年以下	2年超 2年6月以下	2年6月超
男性職員	1, 057	730	258	47	11	5	6
力生地	(100.0%)	(69. 1%)	(24.4%)	(4.4%)	(1.0%)	(0.5%)	(0.6%)
女性職員	37, 220	1,970	11, 562	8, 879	5, 802	3, 121	5, 886
女性地質	(100.0%)	(5. 3%)	(31.1%)	(23.9%)	(15.6%)	(8.4%)	(15.8%)
計	38, 277	2, 700	11,820	8, 926	5, 813	3, 126	5, 892
рI	(100.0%)	(7.1%)	(30.9%)	(23.3%)	(15. 2%)	(8. 2%)	(15.4%)
		1年	以下	1 年超 2	2年以下	2 年	F超
		14,	520	14, 7	739	9, 0	18
		(37.	9%)	(38.	5%)	(23.	6%)

<sup>(</sup>注) ( ) は、育児休業取得者数に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)。

#### (2) 育児短時間勤務承認期間

(単位:人)

	*10 /2 n. 10 #1	育児短時間勤務承認期間					
区分	育児短時間勤 務取得者数	3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超		
男性職員	79	31	15	4	29		
为注啾貝	(100.0%)	(39. 2%)	(19.0%)	(5.1%)	(36. 7%)		
女性職員	2, 674	330	318	206	1,820		
女注啾貝	(100.0%)	(12.3%)	(11.9%)	(7.7%)	(68. 1%)		
計	2, 753	361	333	210	1, 849		
ĦΤ	(100.0%)	(13. 1%)	(12.1%)	(7.6%)	(67. 2%)		

(注) ( ) は、育児短時間勤務取得者数に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)。

#### (3) 育児短時間勤務の勤務形態

(3) 育児短距	3) <b>育児短時間勤務の勤務形態</b> (単位:人)								
区分	育児短時間勤		勤	務 形	態				
	務取得者数	1日3時間55分	1日4時間55分	週3月	週2月半	その他			
男性職員	79	11	37	18	8	5			
为注帐貝	(100.0%)	(13.9%)	(46.8%)	(22.8%)	(10.1%)	(6.3%)			
女性職員	2, 674	398	991	699	63	523			
女性啾貝	(100.0%)	(14.9%)	(37. 1%)	(26. 1%)	(2.4%)	(19.6%)			
計	2, 753	409	1, 028	717	71	528			
μl	(100.0%)	(14. 9%)	(37. 3%)	(26.0%)	(2.6%)	(19. 2%)			

- ( )は、育児短時間勤務取得者数に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)。
  - 2 勤務形態の「1日3時間55分」及び「1日4時間55分」は、1日の勤務時間が7時間45分である場合の勤務形態である。

#### (4) 部分休業承認期間

(単位:人)

	늄 / / 나-米	部 分 休 業 承 認 期 間					
区分	部分休業 取得者数	1年以下	1 年超 2 年以下	2年超 3年以下	3 年超 4 年以下	4 年超 5 年以下	5年超
男性職員	403	342	25	11	6	8	11
为注啾貝	(100.0%)	(84. 9%)	(6. 2%)	(2.7%)	(1.5%)	(2.0%)	(2.7%)
女性職員	9, 062	6, 219	841	280	494	759	469
女性喊貝	(100.0%)	(68.6%)	(9.3%)	(3.1%)	(5.5%)	(8.4%)	(5. 2%)
計	9, 465	6, 561	866	291	500	767	480
ĒΤ	(100.0%)	(69. 3%)	(9.1%)	(3.1%)	(5.3%)	(8. 1%)	(5. 1%)

( )は、部分休業取得者数に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)。

#### (5) 部分休業承認時間

(単位:人)

		1	目の部分休業国	负得時間(平均	)
区分	部分休業 取得者数	30分以下	30分超 60分以下	60分超 90分以下	9 0 分超
男性職員	403	108	175	36	84
为1生城貝	(100.0%)	(26.8%)	(43.4%)	(8.9%)	(20.8%)
女性職員	9, 062	1, 457	3, 708	1, 411	2, 486
女性喊貝	(100.0%)	(16. 1%)	(40.9%)	(15.6%)	(27.4%)
計	9, 465	1, 565	3, 883	1, 447	2, 570
μl	(100.0%)	(16.5%)	(41.0%)	(15.3%)	(27.2%)

(注) ( ) は、部分休業取得者数に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)。

#### 3 育児休業等の代替要員の配置状況(平成25年度の新規取得者について)

#### (1) 育児休業の代替要員の配置状況

(単位:人)

(1) 13201121	の一つ日文兵の							(+12.70)					
			代替要員の配置状況										
区 分	育児休業 取得者数	任期付任用	臨時的任用	非常勤職員 の任用	配置換え	その他の任用 行為	特段の措置 なし	その他					
男性職員	1,057	12	387	34	50	11	559	4					
为1生城貝	(100.0%)	(1.1%)	(36.6%)	(3.2%)	(4.7%)	(1.0%)	(52.9%)	(0.4%)					
女性職員	37, 220	1, 943	23, 339	2, 576	2, 456	698	5, 881	327					
女性啾貝	(100.0%)	(5. 2%)	(62.7%)	(6.9%)	(6.6%)	(1.9%)	(15.8%)	(0.9%)					
計	38, 277	1, 955	23, 726	2, 610	2, 506	709	6, 440	331					
ĒΤ	(100.0%)	(5. 1%)	(62.0%)	(6.8%)	(6.5%)	(1.9%)	(16.8%)	(0.9%)					

(注) ( ) は、育児休業取得者数に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)。

#### (2)育児短時間勤務の代替要員の配置状況

(単位:人)

				代	替要員の配置状	況		
区分	育児短時間勤務 取得者数	業務分担 の変更	配置換え	非常勤職員 の任用	育児短時間勤務に伴う短 時間勤務職員の任用	並立任用	特段の措置 なし	その他
男性職員	79	7	0	13	11	0	44	4
力性概貝	(100.0%)	(8.9%)	(0.0%)	(16.5%)	(13.9%)	(0.0%)	(55. 7%)	(5.1%)
女性職員	2, 674	268	112	540	307	47	1, 268	132
女性喊貝	(100.0%)	(10.0%)	(4.2%)	(20.2%)	(11.5%)	(1.8%)	(47.4%)	(4.9%)
計	2, 753	275	112	553	318	47	1, 312	136
řΤ	(100.0%)	(10.0%)	(4.1%)	(20.1%)	(11.6%)	(1.7%)	(47.7%)	(4.9%)

( )は、育児短時間勤務取得者数に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)。 (注)

### 表10 競争試験における受験者数、合格者数、競争率の推移

(単位:人、倍)

	区分	平月	成 21 年 月	度	平月	成 22 年 月	度	平月	戈 23 年 /	度	平月	戊 24 年 月	度	平月	成 25 年 月	度
	区 分	受験者数	合格者数	競争率	受験者数	合格者数	競争率									
	上級試験	136, 727	17, 507	7.8	160, 422	17, 536	9. 1	160, 839	18, 780	8.6	153, 802	19, 230	8. 0	143, 772	19, 242	7. 5
都	中級 試験	17, 529	1,847	9. 5	18, 361	2,012	9. 1	16, 134	2,003	8. 1	17, 348	2, 243	7. 7	16, 061	2,000	8.0
道府	初級 試験	59, 751	6, 802	8.8	61,886	6, 773	9. 1	59, 153	6, 984	8. 5	59, 422	7, 007	8. 5	59, 038	7, 595	7.8
県	その他の試験	916	40	22. 9	719	36	20.0	464	30	15. 5	641	38	16. 9	691	64	10.8
	計	214, 923	26, 196	8.2	241, 388	26, 357	9. 2	236, 590	27, 797	8.5	231, 213	28, 518	8. 1	219, 562	28, 901	7. 6
	上級試験	186, 035	17, 915	10.4	211, 014	19, 414	10. 9	217, 108	20,608	10.5	210, 091	21, 419	9.8	203, 533	20, 940	9. 7
	中級試験	46, 107	8, 514	5. 4	47, 106	8, 944	5. 3	43, 805	8, 873	4. 9	43, 733	9, 399	4. 7	44, 627	9, 898	4. 5
市区	初級 試験	63, 272	6, 242	10. 1	65, 118	6, 139	10.6	70, 937	6, 794	10.4	66, 736	7, 092	9. 4	68, 774	7, 314	9. 4
	その他の試験	8, 741	773	11. 3	10, 678	708	15. 1	10, 331	725	14. 2	8, 733	892	9.8	8, 404	864	9. 7
	計	304, 155	33, 444	9. 1	333, 916	35, 205	9. 5	342, 181	37,000	9. 2	329, 293	38, 802	8. 5	325, 338	39, 016	8. 3
	上級試験	10, 277	1, 323	7.8	13, 069	1, 563	8. 4	13, 335	1,629	8. 2	13, 710	1, 799	7. 6	13, 299	1, 795	7.4
	中級試験	4, 432	846	5. 2	4, 344	883	4. 9	5, 012	968	5. 2	4, 657	1,026	4. 5	4, 364	998	4. 4
村	初級 試験	17, 540	1, 921	9. 1	20, 552	2, 295	9. 0	21, 140	2, 516	8. 4	21, 353	2, 801	7. 6	20, 345	2,801	7. 3
	その他の試験	232	46	5.0	753	123	6. 1	476	85	5. 6	635	118	5. 4	633	144	4. 4
	計	32, 481	4, 136	7. 9	38, 718	4, 864	8. 0	39, 963	5, 198	7. 7	40, 355	5, 744	7. 0	38, 641	5, 738	6. 7
	上級試験	333, 039	36, 745	9. 1	384, 505	38, 513	10.0	391, 282	41,017	9. 5	377, 603	42, 448	8. 9	360, 604	41, 977	8.6
	中級 試験	68, 068	11, 207	6. 1	69, 811	11,839	5. 9	64, 951	11,844	5. 5	65, 738	12, 668	5. 2	65, 052	12, 896	5. 0
台計	初級 試験	140, 563	14, 965	9. 4	147, 556	15, 207	9. 7	151, 230	16, 294	9.3	147, 511	16, 900	8. 7	148, 157	17, 710	8. 4
	その他の試験	9, 889	859	11. 5	12, 150	867	14. 0	11, 271	840	13. 4	10, 009	1,048	9. 6	9, 728	1,072	9. 1
	計	551, 559	63, 776	8.6	614, 022	66, 426	9. 2	618, 734	69, 995	8.8	600, 861	73, 064	8. 2	583, 541	73, 655	7. 9

#### (注) 1 試験区分は、以下による。

上級試験:上級試験と称して行った試験又は大学卒業程度の学力を有すると認める者を対象として行った試験

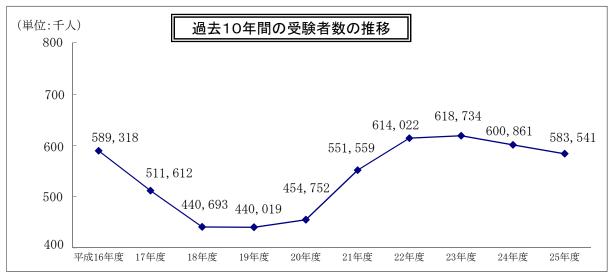
中級試験:中級試験と称して行った試験又は短期大学卒業程度の学力を有すると認める者を対象として行った試験

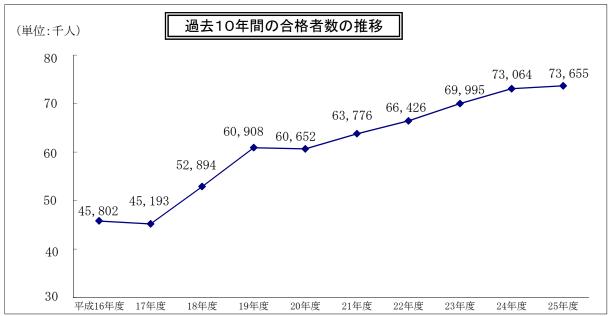
初級試験:初級試験と称して行った試験又は高校卒業程度の学力を有すると認める者を対象として行った試験

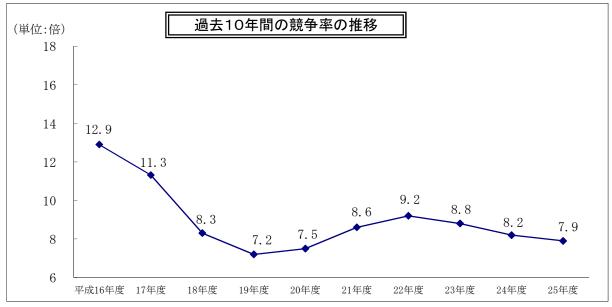
その他の試験:中学校卒業程度の学力を有すると認める者を対象として行った試験又は資格及び学力の程度を問わないで行った試験

- 2 「市区」には、政令指定都市を含む。
- 3 「平成22年度」は、東日本大震災の影響により調査が困難となった2団体(岩手県の1市1町)を除いて集計している。

### 図1 過去10年間の競争試験における受験者数、合格者数、競争率の推移







(注) 「平成22年度」は、東日本大震災の影響により調査が困難となった2団体(岩手県の1市1町)を除いて集計している。

表11 競争試験における男女別の受験者数、合格者数の推移

(単位:人)

	H ()	平成 2	1年度	平成 2	2年度	平成 2	3年度	平成 2	4年度	平成 2	5年度
	区 分	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数
	男 性	160, 680	19, 501	182, 280	19, 709	176, 856	20, 522	172, 799	20, 400	165, 401	20, 856
	(割合)	(74. 8%)	(74. 4%)	(75.5%)	(74.8%)	(74.8%)	(73.8%)	(74. 7%)	(71.5%)	(75. 3%)	(72. 2%)
都	女 性	54, 243	6, 695	59, 108	6, 648	59, 734	7, 275	58, 414	8, 118	54, 161	8, 045
道府	(割合)	(25. 2%)	(25.6%)	(24.5%)	(25. 2%)	(25. 2%)	(26. 2%)	(25. 3%)	(28.5%)	(24. 7%)	(27.8%)
県	不 明										
	(割合)	$\setminus$	$\setminus$		$\setminus$	$\setminus$	$\setminus$	$\setminus$	$\setminus$	$\setminus$	
	計	214, 923	26, 196	241, 388	26, 357	236, 590	27, 797	231, 213	28, 518	219, 562	28, 901
	男 性	171, 103	16, 845	191, 612	17, 657	196, 534	18, 365	196, 888	19, 637	195, 819	19, 465
	(割合)	(56.3%)	(50.4%)	(57.4%)	(50.2%)	(57.4%)	(49.6%)	(59.8%)	(50.6%)	(60. 2%)	(49.9%)
4	女 性	106, 947	15,070	113, 260	15, 824	114, 599	16, 848	109, 528	17, 445	107, 684	17, 754
市区	(割合)	(35. 2%)	(45. 1%)	(33.9%)	(44. 9%)	(33.5%)	(45.5%)	(33. 3%)	(45.0%)	(33. 1%)	(45.5%)
	不 明	26, 105	1,529	29, 044	1,724	31, 048	1, 787	22, 877	1,720	21,835	1, 797
	(割合)	(8.6%)	(4.6%)	(8.7%)	(4.9%)	(9.1%)	(4.8%)	(6.9%)	(4.4%)	(6.7%)	(4.6%)
	計	304, 155	33, 444	333, 916	35, 205	342, 181	37, 000	329, 293	38, 802	325, 338	39, 016
	男 性	18, 861	2, 208	23, 321	2,678	24, 237	2, 796	25, 628	3, 187	24, 623	3, 135
	(割合)	(58. 1%)	(53.4%)	(60.2%)	(55. 1%)	(60.6%)	(53.8%)	(63.5%)	(55.5%)	(63. 7%)	(54.6%)
m	女 性	13, 183	1,864	14, 955	2, 146	15, 196	2, 359	14, 274	2, 509	13, 715	2, 596
町村	(割合)	(40.6%)	(45. 1%)	(38.6%)	(44. 1%)	(38.0%)	(45.4%)	(35.4%)	(43.7%)	(35. 5%)	(45. 2%)
	不 明	437	64	442	40	530	43	453	48	303	7
	(割合)	(1.3%)	(1.5%)	(1.1%)	(0.8%)	(1.3%)	(0.8%)	(1.1%)	(0.8%)	(0.8%)	(0.1%)
	計	32, 481	4, 136	38, 718	4, 864	39, 963	5, 198	40, 355	5, 744	38, 641	5, 738
	男 性	350, 644	38, 554	397, 213	40, 044	397, 627	41, 683	395, 315	43, 224	385, 843	43, 456
	(割合)	(63.6%)	(60. 5%)	(64. 7%)	(60.3%)	(64. 3%)	(59.6%)	(65. 8%)	(59. 2%)	(66. 1%)	(59.0%)
^	女 性	174, 373	23, 629	187, 323	24, 618	189, 529	26, 482	182, 216	28, 072	175, 560	28, 395
合計	(割合)	(31.6%)	(37.0%)	(30.5%)	(37. 1%)	(30.6%)	(37.8%)	(30. 3%)	(38.4%)	(30. 1%)	(38.6%)
	不 明	26, 542	1, 593	29, 486	1, 764	31, 578	1, 830	23, 330	1, 768	22, 138	1, 804
	(割合)	(4.8%)	(2.5%)	(4.8%)	(2.7%)	(5. 1%)	(2.6%)	(3.9%)	(2.4%)	(3.8%)	(2.4%)
	計	551, 559	63, 776	614, 022	66, 426	618, 734	69, 995	600, 861	73, 064	583, 541	73, 655

<sup>(</sup>注) 1 「不明」は、申込書に性別の記入欄を設けていない試験のため、性別が不明のものである。

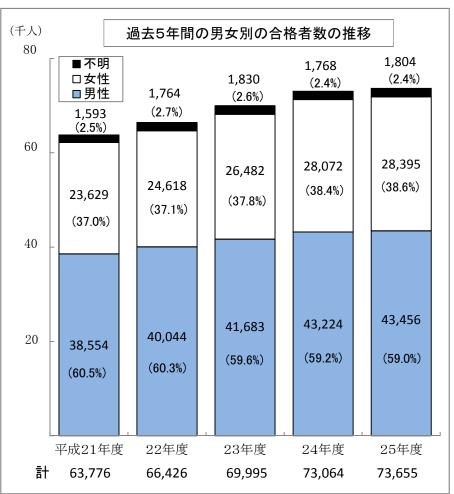
<sup>2 ( )</sup>は、性別区分中の割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)。

<sup>3 「</sup>市区」には、政令指定都市を含む。

<sup>4 「</sup>平成22年度」は、東日本大震災の影響により調査が困難となった2団体(岩手県の1市1町)を除いて集計している。

# 図2 過去5年間の競争試験における男女別の受験者数、合格者数の推移





- (注) 1 「不明」は、申込書に性別の記入欄を設けていない試験のため、性別が不明のものである。
  - 2 ( )は、性別区分中の割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)。
  - 3 「平成22年度」は、東日本大震災の影響により調査が困難となった2団体(岩手県の1市1町)を除いて集計している。

\_\_

表12 安全衛生管理体制の整備状況(団体区分別)

平成26年3月31日現在

		総 括 安	全衛生	管 理 者	安全	管 音	理者	衛 生	E 管 B	里 者	安全衛	前 生 推 ;	進 者 等
		選任を	選任	選任	選任を	選任	選任	選任を	選任	選任	選任を	選任	選 任
	\	要する	している	事業所率	要する	している	事業所率	要する	している	事業所率	要する	している	事業所率
		事 業 所	事 業 所	(%)	事 業 所	事 業 所	(%)	事 業 所	事 業 所	(%)	事 業 所	事 業 所	(%)
都道	府 県	200	199	99.5	427	421	98.6	6,308	6,196	98.2	4,829	4,820	99.8
指定	都市	148	148	100.0	378	377	99.7	1,304	1,287	98.7	6,514	6,484	99.5
市	区	173	173	100.0	446	440	98.7	2,915	2,840	97.4	28,647	26,827	93.6
町	村	1	1	100.0	1	1	100.0	934	888	95.1	6,515	5,335	81.9
一部事	務組合	4	4	100.0	46	45	97.8	418	395	94.5	2,057	1,892	92.0
合	計	526	525	99.8	1,298	1,284	98.9	11,879	11,606	97.7	48,562	45,358	93.4
	п	(528)	(527)	(99.8)	(1,334)	(1,314)	(98.5)	(11,832)	(11,549)	(97.6)	(48,792)	(45,409)	(93.1)

	産	業	医	安全	全 委 身	員 会	衛 生	<b>委</b>	会 会
	選任を	選 任	選 任	設 置を	設置	設置	設 置を	設置	設置
	要する	している	事業所率	要する	している	事業所率	要する	している	事業所率
	事 業 所	事 業 所	(%)	事 業 所	事 業 所	(%)	事 業 所	事 業 所	(%)
都道府県	6,308	6,297	99.8	370	367	99.2	6,308	6,242	99.0
指定都市	1,304	1,302	99.8	278	278	100.0	1,299	1,280	98.5
市区	2,915	2,834	97.2	299	296	99.0	2,915	2,729	93.6
町村	934	821	87.9	1	1	100.0	934	790	84.6
一部事務組合	418	402	96.2	30	30	100.0	418	382	91.4
合 計	11,879	11,656	98.1	978	972	99.4	11,874	11,423	96.2
	(11,832)	(11,583)	(97.9)	(999)	(979)	(98.0)	(11,832)	(11,358)	(96.0)

(注) 合計欄の()の数字は平成25年3 月31日現在の選任(設置)数等である。

表13 安全衛生管理体制の整備状況(部局別)

平成26年3月31日現在

	総 括 安	全衛生	管 理 者	安全	全管 3	理 者	衛 生	三 管 玛	∄ 者	安全律	5 生 推 i	進 者 等
	選任を	選 任	選任	選任を	選任	選任	選任を	選任	選任	選任を	選任	選 任
	要 す る	している	事業所率	要する	している	事業所率	要する	している	事業所率	要する	している	事業所率
	事業所	事 業 所	(%)	事 業 所	事 業 所	(%)	事 業 所	事 業 所	(%)	事 業 所	事 業 所	(%)
知事及び市場	₹ 328	328	100.0	692	688	99.4	4,106	4,010	97.7	13,856	13,085	94.4
教育委員会	13	13	100.0	135	125	92.6	4,502	4,459	99.0	30,367	28,194	92.8
警察	19	19	100.0	1	1	100.0	1,332	1,239	93.0	323	323	100.0
消防	0	0	-	4	4	100.0	841	811	96.4	2,659	2,497	93.9
公営企業	166	165	99.4	466	466	100.0	1,098	1,087	99.0	1,357	1,259	92.8
合 計	526	525	99.8	1,298	1,284	98.9	11,879	11,606	97.7	48,562	45,358	93.4
	(528)	(527)	(99.8)	(1,334)	(1,314)	(98.5)	(11,832)	(11,549)	(97.6)	(48,792)	(45,409)	(93.1)

	産	業	医	安全	全 委 」	員 会	衛 生	委員	会
	選任を	選任	選任	設置を	設置	設置	設置を	設置	設置
	要する	している	事業所率	要する	している	事業所率	要する	している	事業所率
	事 業 所	事 業 所	(%)	事 業 所	事 業 所	(%)	事 業 所	事 業 所	(%)
知事及び市長	4,106	3,966	96.6	669	666	99.6	4,106	3,866	94.2
教育委員会	4,502	4,450	98.8	59	56	94.9	4,497	4,416	98.2
警察	1,332	1,332	100.0	0	0	-	1,332	1,285	96.5
消防	841	815	96.9	4	4	100.0	841	781	92.9
公営企業	1,098	1,093	99.5	246	246	100.0	1,098	1,075	97.9
合 計	11,879	11,656	98.1	978	972	99.4	11,874	11,423	96.2
	(11,832)	(11,583)	(97.9)	(999)	(979)	(98.0)	(11,832)	(11,358)	(96.0)

(注) 合計欄の()の数字は平成25年3 月31日現在の選任(設置)数等である。